



行 革 第 2 0 2 号

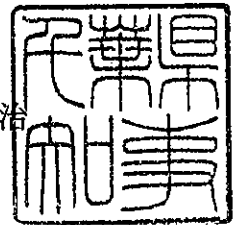
千葉県行政改革審議会 様

第三セクター等の経営健全化方針等について（諮問）

このことについて、下記のとおり諮問します。

平成30年11月9日

千葉県知事 鈴木 栄 浩



記

1 諮問事項

- (1) 第三セクター等の経営健全化方針について
- (2) 公社等外郭団体の経営状況等に関する評価制度の試行について

2 諮問理由

別紙のとおり

## 別紙（諮問理由）

### （１）第三セクター等の経営健全化方針について

平成 30 年 2 月 20 日付けで総務省から通知「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」が発出され、地方公共団体に相当程度の財政的リスクが存在する第三セクター等について、地方公共団体において、速やかに抜本的改革を含む経営健全化の方針を策定するよう助言がありました。

そのため、本県においても、該当する法人について経営健全化方針を策定する予定ですが、策定にあたっては、対象法人の選定、対象法人の経営状況や財政的リスクの現状把握、事業の公共性、公益性、採算性及び将来見通し等を踏まえた上での具体的対応等について、専門的知見や第三者的立場からの意見を得る必要があることから、本審議会に諮問するものです。

### （２）公社等外郭団体の経営状況等に関する評価制度の試行について

平成 26 年 8 月 5 日付けで、総務省から「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」が出され、「地方公共団体が、継続的かつ定期的に第三セクター等の評価を行うことや、それに先立って、第三セクター等が自ら積極的に評価を行うよう指導するとともに合理的な評価基準の策定等に取り組むことが望ましい」旨の助言を受けています。

また、平成 28 年 3 月 30 日、千葉県行政改革審議会から「公益法人制度改革の期間終了や国の新たな第三セクター指針の策定などの公社等を取り巻く環境の変化に対応するため、県の公社等に対する関与については、新たな枠組みによる指導体制の整備を目指し、新指導指針の策定や団体の継続的な評価による適正管理へ移行するなど、社会情勢や団体の状況に応じてより柔軟に対応できるよう改善すべき」旨の答申を受けています。

そこで、この度、公社等と県が公社等の経営状況等について、継続的に評価し公表することを通じて、適正な管理がなされるような仕組みの導入を目指すこととし、そのための試行について、専門的知見や第三者的立場からの意見を得る必要があることから、本審議会に諮問するものです。